

第76回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和4年9月13日（火）15時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局報告
- 3 本部長指示
- 4 閉会

都内の陽性者数等の状況（令和4年9月12日時点）

重症者
入院

32人

オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床利用率

27.6%

増減の傾向



宿泊療養

2,399人 / 約13,000室

2,817人

病床利用率
38.9%

増減の傾向

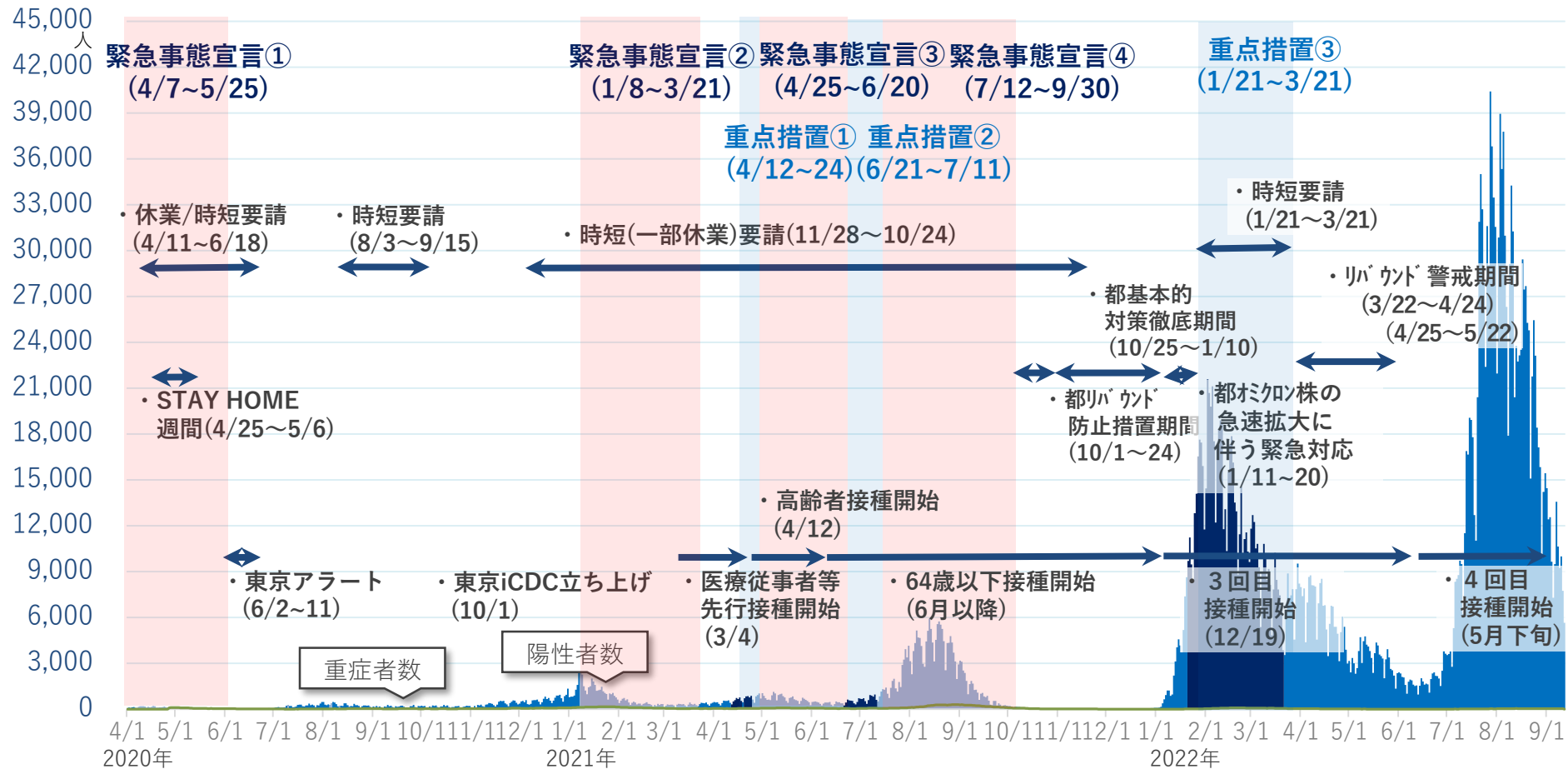


陽性者

5,654人

【総括】

- 新規陽性者数は減少しているが、未だ高い水準で推移している。
- 入院患者数は減少傾向にある。



※ グラフ中の「陽性者数」は、感染症法に基づき最寄りの保健所を経由し都知事に届出のあった数値であり、「都外検体・他県センター」分を含む

直近の国の動き

令和4年7月29日	第95回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」 ○「B A. 5 対策強化宣言」
令和4年8月4日	第96回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」
令和4年9月2日	第97回新型コロナウイルス感染症対策本部開催	「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」
令和4年9月8日	第98回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○患者の発生に係る全数届出の見直し（9月26日から全国一律で適用）

近隣3県における感染状況等

〔 各県ホームページ 9月12日時点 〕

	埼玉県		千葉県		神奈川県	
重症患者数	16人	↓	16人	→	35人	↓
重症者用病床使用率	19.0%	↓	9.5%	→	16.67%	↓
入院患者数	869人	↓	697人	↓	1,062人	↓
病床使用率	47.9%	↓	36.3%	↓	50.57%	↓
新規陽性者数 (7日間平均)	4,954.7人 (34,683人/7日)	↓	4,014.0人	↓	5,144.29人	↓

コロナとの共存に向けた都の方針と取組（案）

- ✓ 「東京モデル」として強化してきた保健・医療提供体制の枠組みを生かしつつ、様々なオペレーションを工夫して、**都民一人ひとりの命と健康を守る体制を充実させる。**
- ✓ 新型コロナウイルスに的確に対応し、**感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進める。**

【 取組の柱 】

- ① 保健・医療提供体制の充実
- ② ワクチン接種の促進
- ③ 感染防止対策の徹底

①保健・医療提供体制の充実

国による全数届出見直しの内容（9/26～）

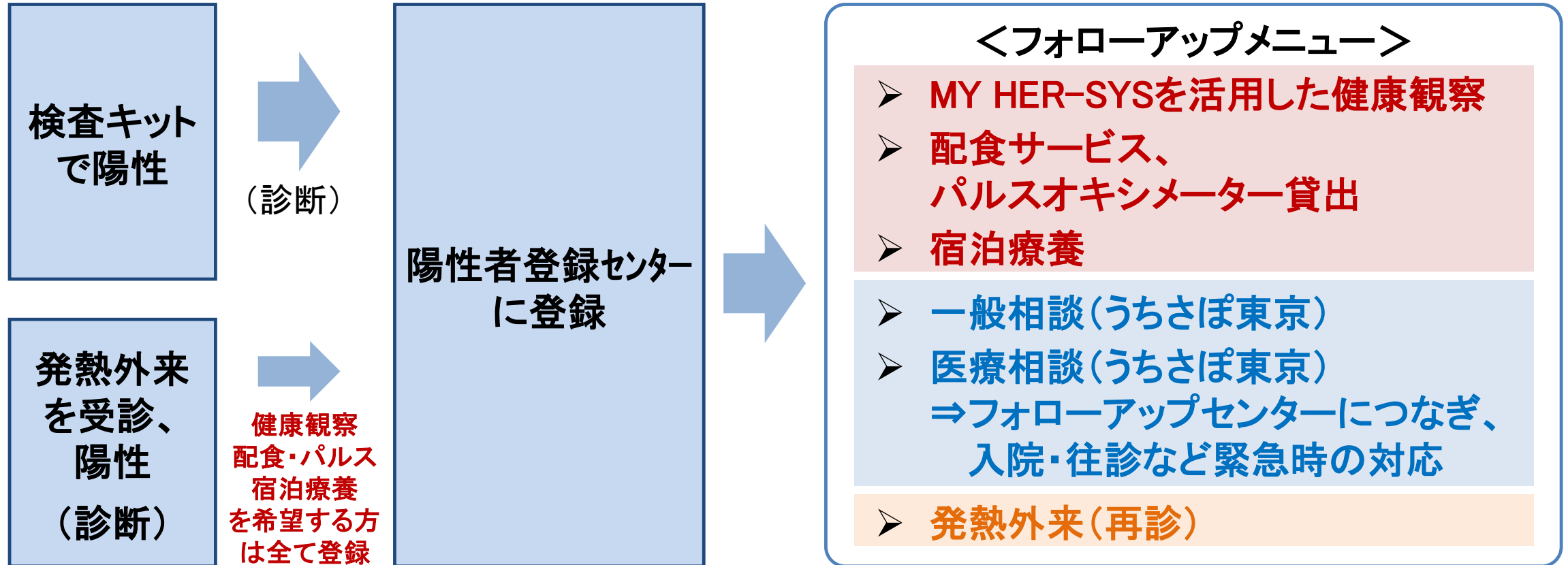
- ✓ 発生届の対象は、**高齢者**や**重症化リスクの高い方等**とする。（全国一律）

【発生届の対象者】

- **65歳以上**の方
 - **入院**を要する方
 - **重症化リスク**があり、
かつ、**新型コロナ治療薬の投与**又は**酸素投与**が必要な方
 - **妊婦**の方
- ✓ 発生届の対象にならない方も含めて、**感染者の総数・年代**は引き続き報告（発熱外来からの報告＋陽性者登録センターへの診断登録数）

発生届の対象外となる方へのフォローアップ

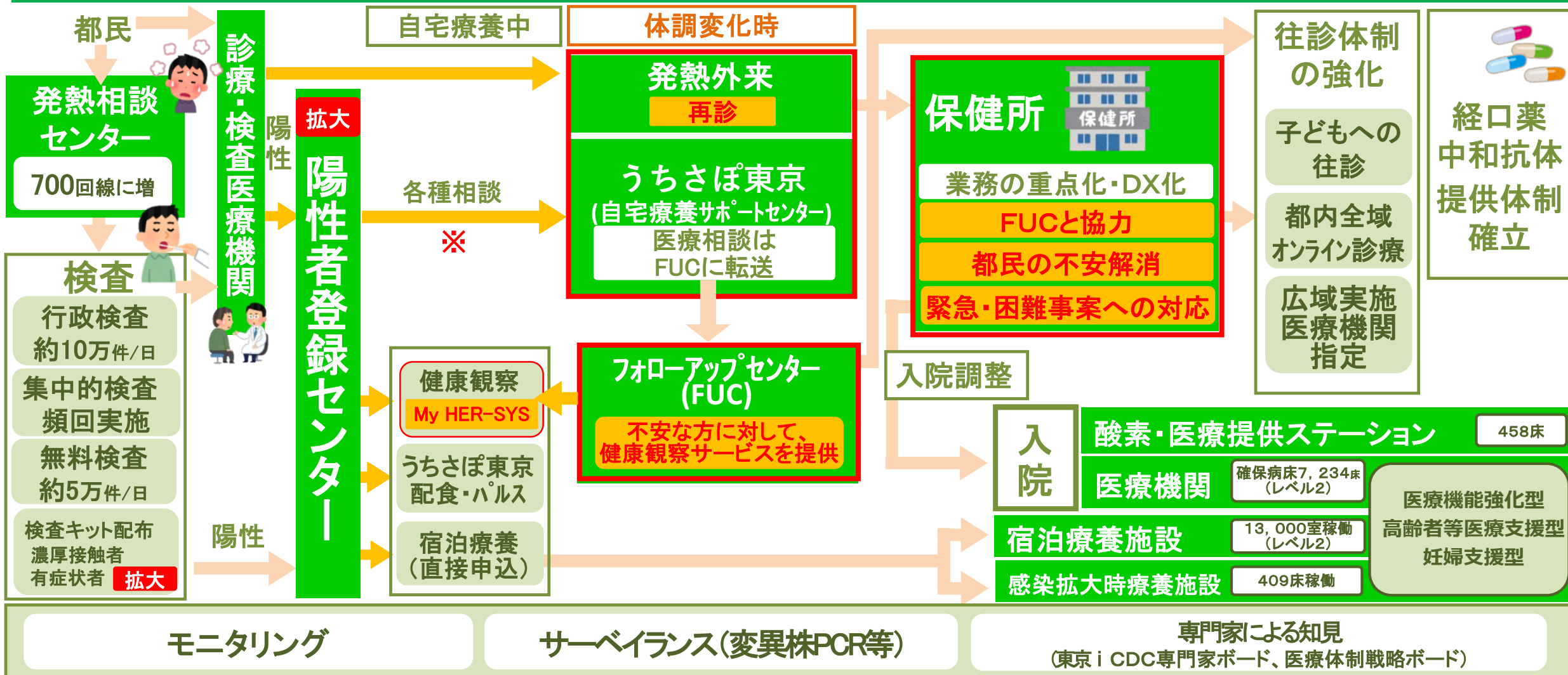
発生届の対象外となる方(若い軽症者等)に対しては、以下のようにフォローアップしていく



- ※ 陽性者登録センターに登録しない方も、一般相談や体調急変時の医療相談の利用、発熱外来の再診可能
- ※ 医療機関による健康観察等支援事業は、発生届の対象となる方のみ実施

保健・医療提供体制の全体像

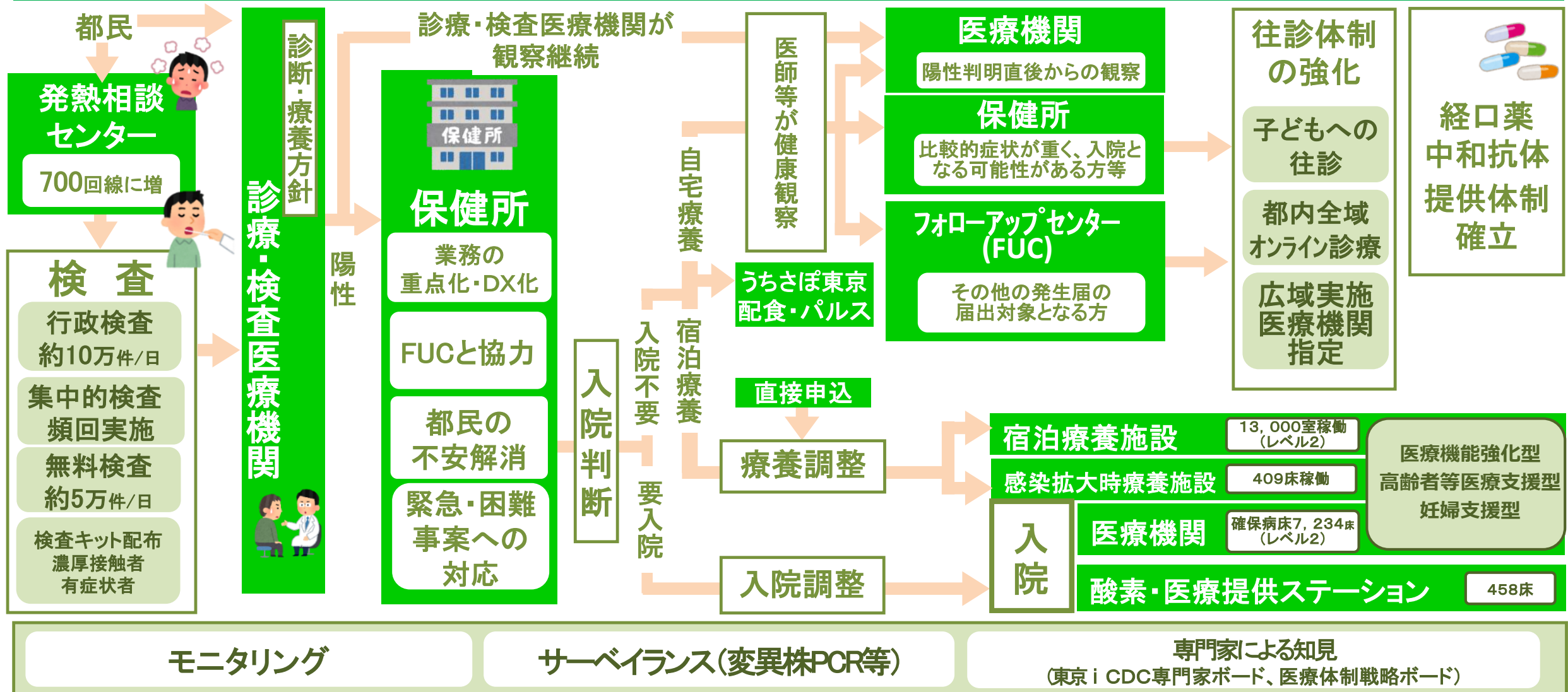
発生届対象外(9/26~)



※陽性者登録センターに登録しない方も、一般相談や体調急変時の医療相談の利用、発熱外来の再診可能

保健・医療提供体制の全体像

発生届対象者(変更なし)



高齢者等医療支援型施設（青山）

- ✓ **介護度の高い高齢者**への医療提供体制を強化するため、**新たな高齢者等医療支援型施設（青山）**を開設

（オミクロン株の特性を踏まえ、酸素・医療提供ステーション（都民の城）から機能転換）

➡ **1 1月に改修工事等の開設準備を実施**
1 2月に運用開始

- **高齢者施設**等から感染者を受入れ
- 治療や介護に加え、**リハビリテーション**を実施し、**ADL（日常生活動作）の低下を予防**
- **救急要請**にも対応



②ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンの接種促進

接種対象者

- 1回目・2回目接種を完了した12歳以上の全ての方

接種開始時期（予定）

- **9月半ば～** 現行の4回目接種対象者（高齢者・医療従事者等）で**未接種の方**
※接種の進捗状況に応じ、対象者を順次拡大
- **10月半ば～** 全ての3回目・4回目接種対象者

接種促進の取組

<区市町村との連携>

- ワクチンチーム等を通じ、**早期の接種券発送を働きかけ**

<都の大規模接種会場における接種>

- **9月下旬～** 現行の4回目接種対象者に加え、**エッセンシャルワーカーへの接種を実施**
（警察・消防職員、医業類似行為従事者、教職員、保育士、交通事業者 等）
- **エッセンシャルワーカーへの接種進捗後、速やかに対象者全員への接種に拡大**

都・大規模接種会場の体制（オミクロン株対応ワクチン接種開始後）

全4会場でおミクロン株対応ワクチンの接種を実施

会場名	使用ワクチン					最大接種規模	備考
	ファイザー		モデルナ		ノババックス		
	従来株対応 1・2回目	オミクロン株対応 3・4回目 【※1】	従来株対応 1～3回目	オミクロン株対応 3・4回目 【※1】	1～3回目		
都庁北展望室	● 【※2】	●	● 【※3】	●	●	1,500 回/日	【※2】 現在の在庫限りで終了予定 【※3】 3回目接種は10月上旬まで
行幸地下		●		●		4,000 回/日	予約なし接種実施 団体接種に対応
立川南	● 【※2・※4】	●		●		1,500 回/日	【※2】 現在の在庫限りで終了予定 【※4】 ドライブスルー接種のみ
三楽病院	● 【※5】	●		●		800 回/日	【※5】 小児の1～3回目接種も実施 (親子接種に対応)
合 計						7,800 回/日	

【※1】 オミクロン株対応ワクチンによる3回目接種は、10月上旬を目途に開始予定

今後の保健・医療提供体制①

参考

感染拡大防止

熱中症予防との両立策を示しつつ、基本的な感染防止対策として、場面に応じた正しいマスク着用を呼び掛け

モニタリング・サーベイランス

東京iCDC及び医療体制戦略ボードなど専門家を含めた健康危機管理体制を強化
感染状況やウイルス特性に応じたモニタリング強化

感染拡大や変異株に備えた監視体制：変異株PCR検査(3.1万件/週)、ゲノム解析(1万件/月)

3回目接種の加速

利便性の高い接種会場(都大規模会場、区市会場)の周知、ワクチン接種の効果や必要性を発信

ワクチンバス(移動式接種会場)の運営体制を強化(8/1～7チーム)し、若い世代への接種促進(職場、大学等)

都・大規模会場での予約なし接種拡充(ファイザー、ノババックス追加)、予約不要の臨時ワクチン接種会場設置

若者向けにインフルエンサーを活用した接種促進呼びかけ(ショート動画等)

ワクチン

4回目接種の推進 (区市町村:5月下旬～、都・大規模会場:6/1～)

高齢者・障害者施設入所者の確実な4回目接種促進(接種計画の推進・ワクチンバスの派遣)

医療従事者・介護従事者への都・大規模会場での予約なし・接種券なし接種の実施(7/23～)

オミクロン株対応ワクチンの接種促進:60歳以上の未接種者に対する優先接種、

都・大規模会場でエッセンシャルワーカーへの接種開始

区市町村に対し早期に接種券を発送するよう働きかけ

今後の保健・医療提供体制②

参考

検査体制

検査全体で最大約37万件/日の体制確保

(行政検査10万件、集中的検査等10万件、無料検査5万件、濃厚接触者へのキット配布5万件、有症状者へのキット配布7万件)

行政検査 検査体制最大約10万件/日(第6波時の最大実績4.7万件/日)
供給不足を見据え、集中的検査のスキームを活用して抗原定性キットを予め確保
診療用検査キットの一時的な不足が見込まれる診療・検査医療機関(延べ約2,400
機関)に、都が確保している抗原定性キット(約26万回分)を緊急配布(7/23~)

集中的検査 入所系 :PCR週1回+抗原定性週1~2回(第6波時はPCR週1回)
通所・訪問系:抗原定性週2~3回(第6波時は抗原定性週1回)

無料検査 検査体制約5万件/日(第6波時は約3万件/日)、
一般検査事業:当面の間延長(定着促進事業は国が8月末で終了)

検査キット配布 濃厚接触者(5万件/日)、
有症状者 (20~40代、7万件/日 ⇒ (9/26~) 全年代の方に拡大)

診療・検査医療機関(約4,700機関)を冬も見据えて更に拡大(診療所の施設整備、検査機器の増設支援等を活用)

陽性者登録センター 3,000件/日、20~40代
⇒ (9/26~)8,000人/日(今後順次拡大)、発生届の届出対象外の方に拡大

今後の保健・医療提供体制③

参考

医療機関等

病床確保レベル1 ⇒ レベル2へ引き上げ(7/12)※通常医療との両立を図るため、重症者用病床はレベル1を維持
確保病床 7,234床 うち重症者用病床 420床(最大確保病床 7,468床 うち重症者用病床 654床)
重症度やリスク因子等を踏まえ、優先度に応じた入院調整を実施

高齢者等医療支援型施設(7/21～世田谷玉川 102床、7/31～渋谷 最大100床)を開設
新たに高齢者等医療支援型施設(青山)を開設(酸素・医療提供ST(都民の城)から機能転換)12月～

感染拡大時の療養体制の考え方を保健所や医療機関に周知

軽症者等の宿泊療養施設や自宅等への退院を促進

通常医療と感染症医療の両立に向け、病院におけるゾーニングなどの施設整備への支援を強化

酸素・医療提供ST

病床ひっ迫に備え、受入促進

(下り患者の受入、より介護度の高い高齢者の受入、一時入院機能の発揮、処方薬の確保など)

宿泊療養施設

施設稼働レベル1(約9,000室)⇒レベル2(約13,000室)へ引き上げ

(うち医療機能強化型220室、妊婦支援型40室)、下りの患者の受入れを促進、高齢者の受入拡大
感染拡大に伴い、50歳以上や重症化リスクの高い方、早期隔離が必要な方を重点的に受入

感染拡大時療養施設

立飛279床(うち医療機能強化型施設100床)、高松(7/27～65床、8/5～130床)

今後の保健・医療提供体制④

参考

自宅療養体制

発熱相談センター: 340回線→最大700回線に増強

自宅療養者フォローアップセンター: 4か所 最大体制の600名で対応

自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京): 340回線→最大400回線に増強(8/19~)

食料品配送: 9.6万食/週→最大11.3万食/週を製造(配送能力1.8万件/日) 配送対象を重点化

パルオキシメーター: 33万台→43万台を確保(8/11)

療養者の緊急対応用の酸素濃縮装置(1,000台)を運用、さらに200台を追加確保(9/1)

新規陽性者数の拡大状況に応じて、健康観察対象者の重点化や配食方法の見直し

高齢者対策

施設の感染制御・業務支援体制の強化: 支援チーム派遣体制(10施設/日)、保健所からの感染情報等に基づいた能動型支援の開始

高齢者施設への往診体制強化: 施設向け医療支援チーム体制(25地区医師会)

高齢者施設等職員の頻回検査(週1回→週2~3回)を実施

臨時の医療施設の高齢者等医療支援型施設(赤羽)137床を設置(5/9~)

高齢者等医療支援型施設(7/21~世田谷玉川 102床、7/31~渋谷 最大100床)を開設

新たに高齢者等医療支援型施設(青山)を開設(酸素・医療提供ST(都民の城)から機能転換)12月~

コロナ治療が終了した高齢者の療養病床への転院促進

保健所支援

都職員の派遣(約100名)、都保健所での人材派遣の活用(最大約200名(看護職約140名、事務職約60名))、見える化やチャットボット、ウェアラブル端末による健康観察を実施、進捗確認ツールの区市保健所への横展開(4月~)

③感染防止対策の徹底

感染拡大防止の取組（案）概要 ～都民・事業者への要請・協力依頼について～

1. 都民向け

※赤字は変更点

- ・こまめな換気、3密の回避、マスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底について協力を依頼
- ・療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- ・感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

2. 事業者向け

【共通】

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

【飲食店等】

- ・非認証店は、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内、酒類の提供・持込を11時から21時までの間とするよう協力を依頼

【商業施設等】

- ・イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項）
- ・入場をする者の整理、施設の換気等の感染防止対策の実施について協力を依頼

【学校等】

- ・基本的な感染防止対策の実施、発熱等の症状がある学生等は登校や活動参加を控えるよう周知すること等について協力を依頼

3. イベントの開催制限

- ・規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

【大声ありイベント】 収容定員の半分まで

【大声なしイベント】 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方まで

※感染防止安全計画を策定し、都による確認を受けた場合、収容定員まで

※ただし、大声ありエリアを明確に区分した場合、収容率上限は大声ありエリア50%、大声なしエリア100%

感染拡大防止の取組（案）

令和4年9月13日
東京都

1. 感染拡大防止の取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年9月13日より実施

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

②事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可（※5）	5,000人まで可（※5）	収容定員の半分まで可（※5）
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 → 収容定員まで可（※5）	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可（※5）		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント
又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※5 同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

コロナとの共存に向けた生活



ウイルスを跳ね返す

ワクチン



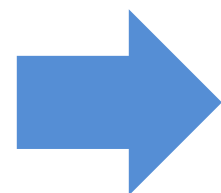
ウイルスを追い出す

換気



ウイルスを近づけない

マスク



社会経済活動との両立に繋げる

「第 76 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 9 月 13 日（火） 15 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

ただいまより第 76 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。
最初に、都内の感染状況について私から報告いたします。

まず、都内の陽性者数ですけれどもご覧のとおりの数値でございます。現在減少傾向にありますけれども未だ高い水準となっております。また、入院患者数は約 2,800 名、病床使用率は 38.9%、そして重症者数は 32 名、オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は 27.6%と、減少傾向にあります。

次に直近の国の動きですけれども、先週 8 日に政府対策本部会議が開催され、患者の発生に係る全数届出が見直されることとなりました。9 月 26 日より全国一律で見直しが適用されるということになっております。

次に近隣 3 県における感染状況ですけれども、各県とも減少傾向にあります。

このような状況を踏まえまして、今般、「コロナとの共存に向けた都の方針と取組（案）」について取りまとめましたので、各局から報告いたします。

まず、基本的な考え方について、総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。まず、コロナとの共存に向けた都の方針でございますが、次の 2 点を基本といたします。

まず第 1 に、「東京モデル」として強化してまいりました保健・医療提供体制の枠組みを生かしつつ、様々なオペレーションを工夫いたしまして、都民一人ひとりの命と健康を守る体制を充実させること、それから第 2 に、新型コロナウイルスに的確に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進めることとなっております。

主な取組の柱は、「保健・医療提供体制の充実」、それから「ワクチン接種の促進」、「感染防止対策の徹底」でございます。

以上でございます。

【危機管理監】

それでは次に、「保健・医療提供体制の充実」、「ワクチン接種の促進」について、福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。私からは、新たな段階への移行に伴う「保健・医療提供体制の充実」について、ご報告いたします。

まず、国による全数届出見直しの内容です。

発生届の対象は、高齢や重症化リスクが高い方等とされ、具体的には、65歳以上の方、入院が必要な方、重症化リスクがあり治療薬や酸素投与が必要な方、妊婦の方、の4類型に該当する方となります。

また、感染者の総数や年代について、発生届の対象にならない方も含めて、引き続き報告することとされております。

こうした国の方針に対し、都は、新たな段階の移行に当たっては新型コロナに対する国全体としての基本的な方向性を示すように、国に要望してまいりました。また併せて、保健・医療提供体制の充実について要望をしてまいりました。

今般、発生届の対象とならない方についても、希望する方には「MY HER-SYS」を活用した健康観察サービスを提供できることが国から示されるとともに、経口薬の一般流通も9月16日から始まります。

また、都はこの間、専門家や現場の方の意見を伺ってまいりました。都としては、これまで強化してきた保健・医療提供体制を活かし、様々なオペレーションを工夫することで、一人一人の命と健康を守る体制を充実してまいります。

こうしたことから、9月26日の全国一律適用に合わせまして、発生届の全数届出の見直しを行います。

次に、発生届の対象とならない若い軽症者等へのフォローアップについてです。

届出の対象とならない方については、陽性者登録センターに登録いただくことで、届出の対象となる方と同様に、「MY HER-SYS」を活用した健康観察やパルスオキシメーターの貸出、配食サービス、宿泊施設への入所などのフォローアップが可能となります。

陽性者登録センターへの登録の有無にかかわらず、自宅療養中の困りごとの相談や体調急変時の医療相談を「うちさぼ東京」で受け付け、緊急時には入院や往診等の対応を行います。

さらに、通常の病気と同様、体調が回復しない場合には、発熱外来を再度受診することもできます。

なお、医療機関による健康観察支援事業は、今後、発生届の対象となる方へのみ実施することになります。

発生時の対象とならない方に対する保健・医療提供体制のフロー図です。

発生届の対象にならない方に対しても、医療機関や保健所などと連携し、安心して療養できる環境を整えます。

こちらは、発生届の対象となる方の保健・医療提供体制であり、こちらはこれまでと変更

はありません。

次に、高齢者対策の強化についてです。

この冬の感染拡大に備えて、今から対策を強化します。

現在、酸素・医療提供ステーションとして活用している「都民の城」を機能転換し、新たに高齢者等医療支援型施設を開設します。11月に改修工事等の開設準備を実施し、12月に患者の受入れを開始します。介護度が最も高い介護度5までの方を受け入れでき、リハビリテーションを実施することで、日常生活動作の低下を予防します。さらに、救急要請にも対応してまいります。

引き続き、高齢者が安心して療養できるよう、体制を強化してまいります。

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種促進についてです。

国から対象者や開始時期等の方針が示されました。これを受けて、都では、今月半ばから、まずは現行の4回目接種対象者である高齢者や医療従事者などを対象に接種を開始します。

接種の進捗状況に応じて対象者を順次拡大し、10月半ばには全ての3回目・4回目接種対象者へ接種を開始します。

接種促進に向け早期の接種券発送を働きかけるなど、区市町村と連携して取り組んでまいります。

都の大規模接種会場においては、9月下旬から警察・消防職員など、エッセンシャルワーカーへの接種を開始し、進捗後、速やかに対象者全員への接種に拡大してまいります。

都の大規模接種会場では、全4会場でオミクロン株対応ワクチンの接種を実施し、1日最大7,800回の接種が可能となります。

重症化を防ぎ、感染の連鎖を断ち切るため、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進してまいります。

以上が重点的に取り組む事項についての概要でございますが、次のページ以降4枚にわたります。取組の詳細を記載しているので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

私からは以上です。

【危機管理監】

次に、「感染防止対策の徹底」について総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。続きまして、「感染防止対策の徹底」の取組についてご説明申し上げます。

都民・事業者向け、イベントの開催制限、それぞれ資料に記載の内容につきまして、要請・協力を依頼いたします。

感染防止の取組につきましては、現在実施をお願いしております「5月23日以降の取組」、これをそのまま実施していただくものでございますが、国の基本的対象方針の変更を踏まえまして、次の2点を追加、変更いたしました。変更箇所は赤字で示してございます。

まず1点目でございますが、「都民向け」の要請・協力依頼につきまして、今回新たに、療養期間中にやむを得ず外出する場合は、マスクの着用や人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底することを依頼いたします。

次に2点目でございますが、「イベントの開催制限」についてです。

イベント主催者等に対しまして、これまでどおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたしますが、同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ「大声あり」は50%、「大声なし」は100%といたします。

以上が「感染拡大防止の取組（案）」の概要でございますが、次ページ以降、取組の詳細について添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会におきまして、先ほど説明いたしました「コロナとの共存に向けた都の方針と取組（案）」及び「感染拡大防止の取組（案）」につきまして、「妥当」とのご意見を頂戴してございます。

私からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

以上で「コロナとの共存に向けた都の方針と取組（案）」についての説明を終わりますけれども、この他に、Web参加の方も含めましてこの場でご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に本部長からご指示をいただきます。よろしくお願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。ご苦労様でございます。

都はこれまでの経験を経まして、保健、そして医療提供体制を「東京モデル」として強化してまいりました。また、都民・事業者の感染防止対策等によりまして、第7波は新たな行動制限を行うことなく対応しております。

先日、国から「With コロナに向けた新たな段階」に移行するとの方針が示されました。諸外国を見ましても、社会経済活動の正常化が進んでおります。

こうした現状を踏まえまして、都はコロナとの共存に向けた取組を進めていくことといたします。方針や取組等の具体的な内容につきましては、今、関係局長から報告があったとおりでございます。

各局等におきましては、都民の命と健康を守ることを第一義として、引き続き連携を密にして、全庁一丸となって取り組んでください。

また、将来を見据えまして、今後のコロナへの向き合い方や、更なる保健・医療提供体制の充実などについて、引き続き、国との緊密な調整をお願いいたします。

頑張っていきましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上で第76回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。